

登 別 市

新地方公会計制度による財務書類

(平成27年度)

貸借対照表

行政コスト計算書

純資産変動計算書

資金収支計算書

平成29年3月

総務部財政グループ

はじめに ～財務書類4表の公表にあたって～

これまで地方自治体は、適正・確実に予算を執行し、市民に対して税金の用途を明確に示す必要から、単年度の現金収支の状況を重視し、その年度における現金の「出」と「入」を明らかにすることに重きを置いてきました。

しかし、地方債の返済が多年度にわたること、サービス提供に係るコストが現金支出を伴うものだけでないことからわかるように、地方自治体の財政状態は、必ずしも単年度の現金収支の状況だけで捉えられるものではありません。

このため、自治体の財政状態をよりの確に把握し、将来にわたり持続可能な財政運営を行うためには、企業会計的手法を活用することにより、保有資産や債務の状況を一覽的に管理するとともに、現金支出以外の負担も含むあらゆるコストを適切に管理することが必要となります。

また、本市においては、「市民力の結集」を合言葉に協働のまちづくりに取り組んでいるところでありますが、市民が地方自治の主役として積極的に自治体運営に関与するためには、市としても、行政情報—とりわけ、資産や負債の状況なども含んだ総合的な財政情報の公表に努める必要があると考えています。

こうしたことから、本市では、平成11年度決算以降、総務省が示した作成マニュアル、いわゆる「総務省方式」に基づき、従来の財務書類（歳入歳出決算書等）を補完するものとして、企業会計的手法による普通会計のバランスシート（貸借対照表）と行政コスト計算書、並びに普通会計に特別会計等を加えた連結のバランスシートを作成・公表してきました。

一方、国は、地方財政が厳しさを増し、より効率的な財政運営が求められていることを踏まえ、より体系的な財務書類の整備を提言するとともに、新たな財務書類の標準的な形として、既存2表（貸借対照表・行政コスト計算書）に純資産変動計算書、資金収支計算書を加えた4表を示し、これら4表に係る新たな作成マニュアルを公表しました。

こうした状況を踏まえ、本市においても、平成20年度決算より、新作成マニュアルに基づいて、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書からなる新財務書類を作成しています。これら4表には、それぞれの年度における本市の総合的な財政状態が示されています。

市では、今後も、ここに示された財政情報を基礎としながら適切な行財政運営に努めてまいります。市民の皆さんには、行政への評価などを行う際の判断材料として活用いただくとともに、まちづくりへの関心を高めるひとつの契機としていただければ幸いです。

1. これまでの経緯

本市では、総務省が示したマニュアル、いわゆる「総務省方式」に基づき、平成11年度決算よりバランスシートを、平成16年度決算からは行政コスト計算書を作成・公表してきました。

一方、総務省は、平成18年5月に発表した「新地方公会計制度研究会報告書」において、既存2表（貸借対照表／行政コスト計算書）に資金収支計算書、純資産変動計算書を加えた4表を標準的な財務書類として示すとともに、既存2表の精緻化も含め、新たな作成マニュアルとして、より企業会計的手法に近い「基準モデル」とこれまでの方式を発展させた「総務省方式改訂モデル」を示し、いずれかの方式に基づいて、①地方自治体単体ベースと②関連団体を含む連結ベースで財務書類4表を作成するよう提言しました。

こうした状況を踏まえ、本市では、平成20年度決算より、「総務省方式改訂モデル」に基づいて、①普通会計ベースと②特別会計及び関連団体等を含む連結ベースで財務書類4表を作成・公表しています。

なお、従来の「総務省方式」と「総務省方式改訂モデル」の主な相違点は次のとおりです。

（「貸借対照表」関連）

・ 売却可能資産の別建て計上

「総務省方式」では、利用資産と未利用資産の区別なく、すべての固定資産を一括で計上していましたが、「総務省方式改訂モデル」では、遊休資産や未利用資産の状況を明らかにするという観点から、売却可能資産を別建て計上することとされました。

また、資産評価の方法については、利用資産（有形固定資産）は従来どおり取得原価により、売却可能資産は売却可能価額により計上することとされました。

・ 長期延滞債権及び回収不能見込額の別建て計上

「総務省方式」では、収入未済額は、現年分、滞納分を含め、流動資産に未収金として一括で計上していましたが、「総務省方式改訂モデル」では、市税等の滞納状況を明らかにする観点から、滞納分の収入未済額を投資等の長期延滞債権として別建て計上することとされました。加えて、未収金、長期延滞債権とともに、回収不能となることが見込まれる金額を回収不能見込額として別建て計上することが求められています。

・ 賞与引当金の計上

「総務省方式改訂モデル」では、新たに、次年度に支払うことが予定される期末手当及び勤勉手当のうち、当該年度発生分を流動負債の賞与引当金として計上することとされました。

- 「正味財産の部」の名称変更など
純資産変動計算書の導入に伴い、「正味財産の部」が「純資産の部」に名称変更されるとともに、地方自治体の財源充当の実態に応じて、表示科目が変更されました。

（「行政コスト計算書」関連）

- 純経常行政コストの表示
「総務省方式」では、行政コストの「総額」のみを計上することとされていましたが、「総務省方式改訂モデル」では、サービスへの対価（使用料、手数料など）を控除した後の行政コスト「純額」を併せて表示することとされました。
- 純経常行政コストによる一般財源等の増減表示
「総務省方式」では、行政コスト計算書の末尾において、期首一般財源等から純経常行政コストを控除し、期末一般財源等の額を算出する一連の作業を表示することとされていましたが、「総務省方式改訂モデル」では、純資産変動計算書の導入に伴い、計算書内の一般財源等欄において、期末一般財源等算出に係る一連の作業を行うこととされました。

2. 財務書類4表とは

(1) 貸借対照表について

貸借対照表は、年度末時点における資産の状況と資産形成に用いられた財源（負債及び純資産）の状況を表すものです。

① 資産とは

資産とは、将来の資金流入をもたらすものや、一会計年度を越えて市民サービスの提供に用いられる経営資源を指します。短期間に使い尽くしてしまう消耗品などは、一会計年度を越えて使用されることはありませんので資産には該当しません。資産は、その性質から①公共資産②投資等③流動資産に分類され、貸借対照表中、左側（借方）に記載されます。

・ 公共資産

公共資産とは、土地や建物、備品など、長期間にわたって市民サービスの提供に用いられる有形の資産を指します。体育館や公民館などの公共施設は、建設後数十年にわたって活用されることから公共資産に該当します。同じく、消防自動車や救急車なども、取得後長期間にわたって用いられることから公共資産に分類されます。

なお、建物や備品などは、時の経過や使用によって価値の減少を生じることから、貸借対照表に記載された公共資産の額は、公共資産の取得金額から取得以後当該年度までに減少した価値を差し引いた（いわゆる減価償却を行った）現在価値となっています。

・ 投資等

投資等とは、長期間にわたって市民サービスの提供に用いられる無形の資産を指します。

特定の事業を行うために積み立てる基金は、複数年度にわたって事業実施に用いられる無形の資産であることから投資等に該当します。また、公共的団体への出資金も同じく投資等に分類されます。

・ 流動資産

流動資産とは、一会計年度を越えて市民サービスの提供に用いられる活動資源のうち、一年以内に消費する可能性が高い無形の資産を指します。予期せぬ収入減や支出に備えるために積み立てる財政調整基金などは、市の収支状況に応じて機動的に支消する積立金であることから流動資産に該当します。また、年度決算後の余剰金である歳計現金も流動資産に分類されます。

② 負債／純資産とは

貸借対照表の左側（借方）に記載される資産に対して、右側（貸方）に記載される負債及び純資産は、資産の取得にあたって用いられた財源の状況を表しています。

・ 負債

負債とは、資産を形成するために用いた財源のうち、将来において支払いや返済の必要がある債務を指します。

市が、公共施設や道路などを整備するために、国や金融機関などから借入れた市債がこれにあたります。その他、退職手当は職員の退職時に支払われるものですが、職員を雇用することによって、自治体には、これまでの勤続年数に応じた退職手当を支払う義務がすでに生じています。この支払義務は自治体が負う債務と考えられることから、退職手当引当金として貸借対照表の負債に計上します。また、次年度6月期の期末・勤勉手当支払額のうち、当該年度中に生じた支払義務額を賞与引当金として計上するほか、債務負担行為のうち物件の購入や損失補償等に係る次年度以降の支払額などを計上します。

・ 純資産

負債が将来において支払や返済の必要がある債務であるのに対し、純資産は、資産の形成にあたってこれまでの世代がすでに負担した金額を示しています。

純資産は、公共資産及び投資等の財源として国や道から交付された公共資産等整備国県補助金等、同じく公共資産及び投資等の整備に充てられた公共資産等整備一般財源等、流動資産の整備に充てられたその他一般財源等で構成されます。なお、貸借対照表に記載された公共資産等整備国県補助金等の額は、公共資産の価値の減少（減価償却）にあわせて、同額を償却した額となっています。

③ 貸借対照表の見方

民間企業の場合、貸借対照表の資産の部は、利益を生むための経営資源にあたりますが、企業が利益の追求を目的としているのに対し、地方自治体は住民福祉の向上を目的としています。このため、地方自治体の貸借対照表中、資産の部は、自治体が市民サービスを提供するための経営資源をどれくらい保有しているかを表していると考えられます。

また、民間企業の貸借対照表中、資産の部は企業の資産価値を表しますが、経営破たん時の清算が予定されている民間企業に対し、地方自治体では清算が予定されていません。このため、自治体の貸借対照表を見る際には、資産価値を読み取るというよりも、資産の総額に対する負債と純資産、それぞれの割合に着目することなどが必要です。

(2) 行政コスト計算書について

行政コスト計算書は、一会計期間における資産の形成を伴わない経常的な市民サービスの提供に要したコストと、その財源となった収入の状況を表すものであり、民間企業における損益計算書にあたるものです。

行政コスト計算書は、経常行政コストと経常収益の一覧表で構成されています。

① 経常行政コストとは

経常行政コストは、人件費や物件費、社会保障給付といった性質別経費を縦軸に、生活インフラ・国土保全、教育、福祉といった目的別経費を横軸に、それぞれをマトリックス状に組み合わせることで、市民サービスに要したコストが性質別／目的別に一覧できるようになっています。

行政コスト計算書に計上するコストは、日々の市民サービスに要した経費のみです。このため、公共施設の建設に要した経費や基金への積立金など、資産形成に要した経費は行政コスト計算書には計上しません。

また、現金支出を伴わないコストであっても、公共資産の減価償却費や退職手当引当金の当該年度増加分など、市民サービスの提供にあたり自治体が負担していると認められるものはコストとして計上します。これにより、現金支出の有無に関らず、市民サービスの提供に係るコストを一覧的に把握することができます。

② 経常収益とは

経常収益は、日々の市民サービスの提供に係る対価として収入された使用料などです。経常収益についても、経常行政コストと同じく、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金といった性質別収入と、生活インフラ・国土保全、教育、福祉といった目的別収入をマトリックス状に組み合わせることで、サービス提供に係る対価としての収入が性質別／目的別に一覧できるようになっています。なお、税収は、対価性なく住民から収入されるものであるため、経常収益には計上されません。

③ 行政コスト計算書の見方

利益を追求する民間企業の場合、損益計算書はその年度の利益を算出するためのものですが、地方自治体は利益の獲得ではなく、住民福祉の向上を目的とする団体です。このため、自治体の行政コスト計算書は、利益を算出することよりも、市民サービスの提供に要したコストやサービス対価で賄うことのできなかつた純粋なコストを明らかにすることを重視しています。

なお、経常行政コストの合計額から経常収益の合計額を控除したものが純経常行政コストであり、純資産変動計算書の純経常行政コストの値と一致します。純経常行政コストは、経常収益（＝サービス対価）により賄うことの

できなかった純粋なコストであり、純資産の一般財源等を充当しなければならないことから、純資産の減少要因となります。

行政コスト計算書を見る際には、地方自治体と民間企業の違いを踏まえながら、こうした点に着目することが必要です。

(3) 純資産変動計算書について

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目（公共資産等整備国県補助金等／公共資産等整備一般財源等／その他一般財源等／資産評価差額）が、一会計期間にどのように変動したかを表すものであり、民間企業における株主資本等変動計算書にあたるものです。

① 純資産変動計算書の構成

純資産変動計算書の横軸には、純資産の各項目欄と合計欄が表示されます。また、縦軸の行頭には期首純資産額（会計期間開始時の純資産額）、行尾に期末純資産額（会計期間終了時の純資産額）、両項目間に純資産増減事由が配置され、項目別に純資産の増減内訳が明らかになる仕組みとなっています。代表的な純資産増減事由は次のとおりです。

- 純経常行政コスト

純経常行政コストは、行政コスト計算書において、経常的な市民サービス提供に伴う費用（＝経常行政コスト）とその対価として収入された手数料等（＝経常収益）の差引によって計算されたものです。純経常行政コストは、サービス提供の対価によって賄いきれなかった純粋なコストであることから、純資産（その他一般財源等）の減少要因となります。

- 一般財源

一般財源には、地方税や地方交付税など、使い道の決まっていないすべての収入が計上されます。一般財源の流入は、流動資産の増加につながりますので、純資産（その他一般財源等）の増加要因となります。

- 補助金等受入

補助金等受入には、国や北海道からの補助金のうち、（公共資産の整備など）資産形成を目的とした支出に伴うものが計上されます（国・道補助金のうち、経常的な市民サービスの提供に伴うものは、資産の形成にはつながらないことから、補助金等受入には計上されません）。資産形成に伴う補助金等は、公共資産や投資等の増加に伴い収入されたものであることから、純資産（公共資産等整備国県補助金等）の増加要因となります。

- 公共資産整備への財源投入

公共資産整備への財源投入には、資産形成に充てられた一般財源が計上されます。公共資産整備への財源投入は、公共資産や投資等の増加のために充てられたものであることから、純資産（公共資産等整備一般財

源等)の増加要因となります。

② 純資産変動計算書の見方

純資産変動計算書は、一会計期間における純資産の変動を、財源の充当先により区分して表示するものであり、これにより、(純経常行政コストへの充当も含め)一会計期間に収入された一般財源の充当先が確認できることに加え、その会計期間に形成された公共資産及び投資等のうち、負債を除く財源の内訳を確認することができます。

(4) 資金収支計算書について

資金収支計算書は、一会計期間における現金収支の状況を、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の3つに区分して示す表であり、民間企業におけるキャッシュ・フロー計算書にあたるものです。

① 経常的収支とは

経常的収支の部は、資産の形成に結びつかない経常的な市民サービスの提供に伴う現金収支の状況を表しており、支出には、人件費や物件費、社会保障給付、他会計への繰出金(事務費分)など、収入には、地方税、地方交付税、使用料・手数料などが計上されます。なお、地方債償還額のうち、利子償還金は、支払利息として経常的収支の部に区分しますが、元金償還金は、投資・財務的収支の部に計上します。

② 公共資産整備収支とは

公共資産整備収支の部は、公共資産等の形成に伴う現金収支の状況を表しており、支出には、公共資産整備を目的とする支出、他団体への資産整備を対象とする補助金、他会計への繰出金(建設費分)など、収入には、公共資産の整備に係る国県補助金等や地方債発行額、基金取崩額などが計上されません。

③ 投資・財務的収支とは

投資・財務的収支の部は、他団体への資金の貸付や出資、基金への積み立てなど、投資的な活動に伴う現金収支の状況を表し、支出には、投資及び出資金、貸付金、基金積立金、他会計への繰出金(公債費分)など、収入には、他団体への資金の貸付や出資に係る国県補助金等や地方債発行額、貸付金回収額などが計上されます。なお、地方債償還額のうち、元金償還金は、投資・財務的収支の部に計上します。

④ 資金収支計算書の見方

現金収支の状況は、現行の歳入歳出決算書でも明らかにされていますが、

資金収支計算書は、現金収支の状況をその性質で区分して表示したものであり、これまで総務費、民生費といった目的別にしか捉えることのできなかつた現金収支の流れを、経常的な市民サービス、公共資産の整備といった性質に区分して把握することを目的としたものです。

また、資金収支計算書では、欄外の注記において、基礎的財政収支（プライマリーバランス）を表示することとなっており、自治体の収支状況を把握するための基礎情報として活用することができます。

3. 普通会計財務書類について

(1) 貸借対照表

①作成方針

本市が貸借対照表の作成にあたって採用したモデル、基本的な考え方、個別事項に係る主な作成方針は次のとおりです。

【採用モデル】

「新地方公会計制度研究会報告書」において示された総務省方式改訂モデルに基づき作成しました。

【基本的な考え方】

●対象会計範囲

普通会計（※1）

●作成基準日

会計年度の最終日（出納整理期間内の資金の出入りは、会計年度終了までに行われたものとみなす※2）

●有形固定資産の記載方法

行政目的別に記載（※3）

※1 普通会計は、一般会計に少数の特別会計を加えた統計上の区分です。本市の場合、一般会計に学校給食事業特別会計を加えたものがこれにあたります。

※2 自治体の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとなっていますが、未払金や未収金の整理を行うため、会計年度終了後の4月1日から5月31日までは出納整理期間とされ、この期間内にも前年度予算に係る資金の出入りが生じます。

※3 有形固定資産は行政目的別に分類して計上しますが、各項目に含まれる本市の代表的な施設等は次のとおりです。

生活インフラ・国土保全・・・道路、公園、公営住宅など

教育・・・小中学校、市民プールなど

福祉・・・保育所、総合福祉センターなど

環境・衛生・・・クリンクルセンターなど

産業振興・・・労働福祉センター、札内高原館など

消防費・・・消防車、救急車など

総務・・・庁舎、支所など

【個別事項に係る作成方針】

●有形固定資産の計上方法

有形固定資産については、取得原価を基礎として算定した価額をもって計上しました（※4）。

このうち、土地については、昭和44年度から平成27年度までの「地方財政状況調査」（以下「決算統計」という）（※5）における普通建設事業費（土地取得分）の合計額を、建物については、同じく昭和44年度から平成27年度までの決算統計における普通建設事業費（建物分）の合計額から減価償却累計額を控除した価額をもって計上しました。

●売却可能資産の範囲と評価方法

（範囲）

土地・建物ともに、普通財産を範囲として計上しました。

（評価方法）

売却可能資産のうち土地の評価にあたっては、固定資産税路線価をもとに算定した価額をもって計上しました。なお、固定資産税路線価が実勢価格の7割の価額をもって算定されていることを踏まえ、路線価による算定額を0.7で割り返した価額をもって計上しました。

また、建物の評価にあたっては、取得価額の判明しているものについては、取得価額にデフレータを乗じて算出した再調達価額から減価償却累計額を控除した額をもって計上しました。また、取得価額が判明していないものについては、用途別・構造別の単価に床面積を乗じて算出した再調達価額から減価償却累計額を控除した額をもって計上しました。

●有形固定資産台帳整備の状況

平成27年度については、土地・建物ともに、売却可能資産を対象に有形固定資産台帳の整備を行いました。

●回収不能見込額の計上方法

（長期延滞債権分）

税目等別に、長期延滞債権計上額に不納欠損累計額（過去5ヵ年）の割合を乗じて算出しました。

（未収金分）

税目等別に、未収金計上額に不納欠損累計額（過去5ヵ年）の割合を乗じて算出しました。

●退職手当引当金の計上方法

次の方法により算出した基本額分と調整額分の合算額をもって計上しました。

（基本額分）

勤続年数別支給額（勤続年数別給料月額総額×勤続年数別支給率）の合算額

（調整額分）

支給区分別・勤続年数別に次の方法により算出した額の合算額

ア. 勤続年数が25年以上の職員

該当区分の調整月額に50を乗じて得た額と当該区分より1号低い区分の調整月額に10を乗じて得た額の合算額

イ. 勤続年数が10年以上24年以下の職員

該当区分の調整月額の半額に50を乗じて得た額と当該区分より1号低い区分の調整月額の半額に10を乗じて得た額の合算額

●賞与引当金の計上方法

平成28年度6月期の賞与支払額から平成28年度新規採用職員分を控除した額に4/6を乗じた額をもって計上しました。

※4 公共資産の評価額算定方法には、再調達価額（現在の金銭価値）を基礎とする「時価主義」と、取得時の価格を基礎とする「取得原価主義」がありますが、「総務省方式改訂モデル」では、資産取得に要した税金等の額を明示する観点、評価額算定の簡便性を確保する観点から、「取得原価主義」による評価が認められています。しかし、「総務省方式改訂モデル」を採用した場合でも、段階的に再調達価額による固定資産台帳を整備し、「時価主義」による評価に移行するよう求められています。具体的には、売却可能資産から順次再調達価額による評価を行うことが求められており、本市でも、売却可能資産を対象に「時価主義」による評価を行ったところです。

※5 「地方財政状況調査」は、全国の自治体が、前年度のすべての収入と支出を一定のルールにより分析し、総務省に報告するものです。このデータを用いることにより、資産取得のために要した過去数十年の支出を把握することができます。

②平成27年度貸借対照表の分析

■全般的事項

平成27年度末における本市の資産総額は約637億円となっています。そのうち小中学校や道路などの公共資産が約594億円と全体の9割以上を占めています。

すでに述べたとおり、企業の場合、貸借対照表の資産総額はその企業全体の資産価値を表します。しかし、地方公共団体の場合には、自らの資産価値向上のためではなく、あくまでも市民サービス提供のために資産を保有しているに過ぎません。また、企業と異なり、保有資産を担保とした借入れを行うわけではありませんし、市が株式投資の対象となるわけでもありません。よって、地方公共団体の貸借対照表を見る場合には、それを価値として捉えるというよりも、市民サービスを提供するためにどれくらいの資産を保有しているのかといった視点が必要です。

そういった視点から貸借対照表を見ると、本市は、公共の福祉を向上するために約637億円の資産を保有し、そのうち、直接的な市民サービス

を提供するために約594億円分の公共資産を保有していることとなります。

一方、負債は約328億円、そのうち市債は7割を超える約245億円であり、今後の世代が、現存する公共施設等のために約245億円の借金を今後返済しなければならないことを表しています。

また、純資産は約309億円となっています。これは、資産総額約637億円のうち約309億円分については、これまでの世代が支払った税金や国からの補助金等によって、すでに支払いを終えているということです。

なお、資産総額に占める負債と純資産の割合は、51:49となっており、これまでの世代の負担分と、今後の世代の負担割合がほぼ同額となっていることがわかります。

資産／負債／正味財産の状況

0 (単位：億円)

資産の部	637	負債の部	328
公共資産	594	固定負債	272
投資等	27	流動負債	56
流動資産	16	純資産の部	309

■資産形成度「将来世代に残る資産はどれくらいあるの？」

(公共資産の状況)

将来世代に残る公共資産は価値にして約594億円で、このうち、現在、市が市民サービスの提供に活用している有形固定資産は約565億円となっています。また、総務省方式改訂モデルの導入により、平成20年度の貸借対照表から、売却可能資産を別立て計上しています。平成27年度における本市の売却可能資産は約29億円であり、市民サービスの提供に用いていない遊休資産などを約29億円保有していることを示しています。

本市では財政の健全化に向けた取組みの一環として大型建設事業の抑制を図ってきたことから、公共資産は減少傾向にあります。

これは、将来世代に残る資産が減ったことを意味しますが、一方では債務の圧縮が順調に進んでいることの証しでもあり、財政健全化の取組みが順調に進んできたことを示しています。

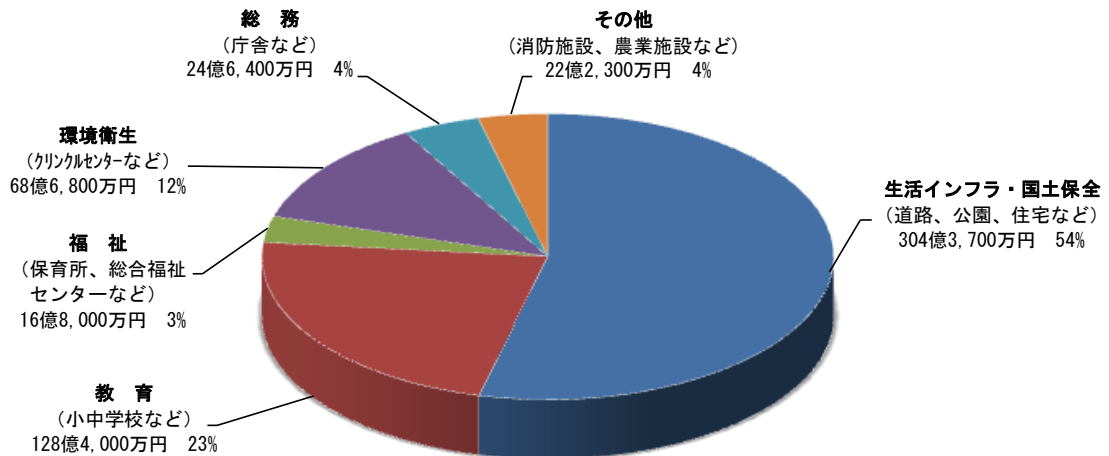
今後においては、これまで財政的な理由から後年度に先送りせざるを得なかった必要性の高い大型建設事業などについて一定程度実施していくことが求められることから、現有資産の減価償却と新規取得のバランスを総合的に勘案し、行財政運営を行っていかねばなりません。

(有形固定資産の目的別構成)

公共資産のうち、有形固定資産の行政目的別の構成では、道路や河川、公園、公営住宅などを含む「生活インフラ・国土保全」の割合が約54%と最も高く、続いて、小中学校、市民プールや郷土資料館などを含む教育が約23%、クリンクルセンターや葬斎場などを含む環境衛生が約12%などとなっています。

一方で、子育て支援や高齢者サービスの提供を内容とする福祉については、予算では約34%を占める規模にも関わらず、人的サービスが中心となるその性格から、資産の割合は全体の約3%となっています。

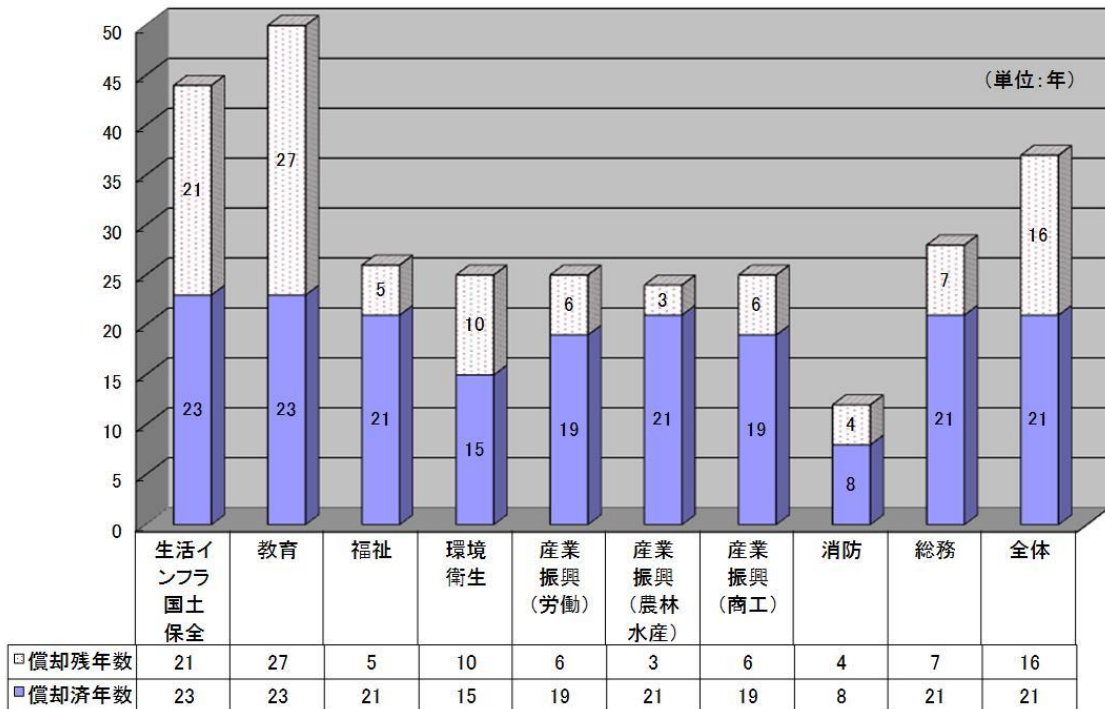
有形固定資産の目的別割合



(公共施設の老朽化の度合い)

公共施設の耐用年数は、目的別／種類別に設定されていますが、この目的別耐用年数から償却済年数（経過年数）を控除することで、公共施設の残存年数（今後利用できる年数）を求めることができます。

公共施設の残存年数



公共施設の平均耐用年数は37年となっており、平均経過年数は21年であることから、耐用年数から経過年数を控除した平均残存年数は16年ということになります（耐用年数に対する残存年数の比率：約43％）。

また、目的別の状況に目を向けると、小中学校や市民プール、ネイチャーセンターなどを含む教育費で残存年数が大きくなっており、近年、教育分野で大型施設の新規取得が進んだことを読み取ることができます。その他、クリニックセンターや葬斎場など一定程度新しい施設を含む環境衛生の分野でも、残存年数が比較的大きくなっています。

(売却可能資産の状況)

有形固定資産は、現時点で市民サービスの提供に用いられている資産であることから、地方公共団体の場合、これを貨幣価値に換算する、いわゆる「資産」として捉えることは適当ではありません。

一方で、売却可能資産については、現時点で市民の利用に供しているものではないことから、厳しい財政事情の中、これら遊休資産の売却を積極的に検討しなければならない状況にあります。

なお、売却可能資産のうち土地の評価は、固定資産税路線価をもとに、

建物の評価は、取得価額の判明しているものについては、取得価額または用途別・構造別の単価を用いました。

■財政の持続性「市にはどれくらい借金があるの？」

(負債の状況)

貸借対照表では、地方債や長期未払金など、契約等に基づく目に見える借金のほか、退職手当引当金や賞与引当金など、将来に対する目に見えない借金を含めた、負債の総額を把握することができます。

地方債は、公共施設の建設や退職手当の支払いなどを行うために、国や民間の金融機関から借り入れた借金であり、平成27年度末残高は約245億円（固定負債中「地方債」＋流動負債中「翌年度償還予定地方債」）で、負債の7割以上を占めています。

未払金は、契約に基づいて今後支払わなければならない、賃借料や物品購入費であり、その残高は約52億円となっています（固定負債中「長期未払金」＋流動負債中「未払金」）。

一方、地方債、未払金といった目に見える借金に対し、退職手当引当金及び賞与引当金は、目には見えにくいものの、職員の雇用によりすでに支払義務が生じているものであるため、借金と同様の性質であると言えます。

平成27年度末の退職手当引当金は、翌年度支払予定分も含め約30億円となっています。退職手当引当金は、近年の職員数の減を反映して年々減少しており、平成27年度についても、前年度に比べて約1億円減少しました。

賞与引当金は、来年度支払わなければならない期末・勤勉手当のうち、今年度中の雇用によって支払義務の生じた額を引当金として負債計上するものであり、平成27年度末の賞与引当金は、約2億円となっています。

以上、固定負債、流動負債をあわせた市の負債総額は、約328億円となっており、今後、この約328億円の借金を返済していかなければならないこととなります。

(地方債と資産のバランス)

公共施設は、その耐用年数が数十年に及ぶことからわかるように、長期間にわたって市民の利用に供するものです。このため、その建設費用を取得年度の税金のみで賄ってしまつては、現役世代に過度の負担がかかることとなります。

地方債は、こうした問題を解決するため、国や金融機関から建設費用を借り入れ、その返済を数十年にわたって行うことで、便益を受ける世代で建設費用を公平に負担するためのものです。

したがって、地方債残高が適正なレベルであるか否かについては、額面の数字だけで判断できるものではなく、公共資産の残存年数と公共資産に

対する市債の割合が適正なバランスを保っていることが重要です。

公共資産に対する市債の割合は約41%となっています。耐用年数に対する残存年数の比率が約43%であることを考えると、将来世代の負担割合は便益に比して適正な範囲内にあるものと考えられます。

なお、貸借対照表の欄外注記にあるように、市債残高約245億円のうち、約50%に当たる約121億円が、普通交付税算定の基礎となる基準財政需要額の算入対象であり、この金額が将来、普通交付税として市に交付されることとなります。

(2) 行政コスト計算書

①作成方針

本市が行政コスト計算書の作成にあたって採用したモデル、基本的な考え方、個別事項に係る主な作成方針は次のとおりです。

【採用モデル】

「新地方公会計制度研究会報告書」において示された総務省方式改訂モデルに基づき作成しました。

【基本的な考え方】

●対象会計範囲

普通会計

●作成基準日

会計年度の最終日（出納整理期間内の資金の出入りは、会計年度終了までに行われたものとみなす）

●行政コストの記載方法

性質別・行政目的別に記載

●書類作成上の基礎数値

決算統計データを基礎数値として使用（※6）

※6 「総務省方式改訂モデル」では、書類作成の簡便性を確保する観点から、決算統計のデータを使用することとされています。対して、「基準モデル」では、伝票ごとにどの財務書類のいずれの項目に分類されるものかを仕分けすることが求められています。ただし、「総務省方式改訂モデル」を採用した場合でも、将来的には「基準モデル」と同様、伝票ごとに仕分けを行うことが求められています。

②平成27年度行政コスト計算書の分析

■全般的事項

平成27年度の経常行政コスト総額は約180億2,500万円、経常収益総額は約8億9,800万円となり、経常行政コスト総額から経常収益を控除した経常行政コスト純額は約171億2,700万円となりました。経常行政コスト純額はサービスの対価として徴収した手数料等で賄いきれないコストであり、最終的には市税や地方交付税などの一般財源等で賄われます（「純資産変動計算書」参照）。

■行政の効率性「行政サービスは効率的に提供されているの？」

（行政サービスの効率性）

性質別行政コスト、目的別行政コスト、市民1人当たり行政コストは以下のとおりとなっておりますが、それらが適正な水準にあるかを一概に判断することはできません。

というのも、民間企業の場合には、サービスによって生じた利益とコストを数値で比較することができますが、地方公共団体の場合には、サービスによって市民にもたらされた数値化できない便益を比較しなければならないからです。

よって、行政コスト計算書を有効活用するためには、他団体の水準との比較や財務諸表のいっそうの精緻化に努めなければならないものと考えています。

・性質別行政コスト

行政コストを性質別に見ると、人件費、退職手当引当金繰入等といった人にかかるコストは約32億3,400万円となり、物件費、維持補修費といった物にかかるコストは約60億6,200万円となりました。

社会保障給付、補助金などといった移転支的コストは、約83億4,700万円となりました。

その他、支払利息は、大型の公共施設の建設に要した市債の償還分の減少などにより、平成26年度と比較して約10%減少し、約2億7,100万円となっております。

また、性質別コストのコスト総額に対する比率を見ると、移転支的コストが約46%と最も高く、次いで物にかかるコストが約34%、人にかかるコストが約18%となっております。

・目的別行政コスト

行政コストを目的別に見ると、福祉が約77億8,400万円と最も多く、行政コスト全体の約43%を占めています。福祉の内訳を見ると、社会保障給付が約44億7,000万円、他会計への支出額が約18億

6,000万円となっており、社会保障給付と他会計等への支出額で福祉全体の約81%を占めています。

また、生活インフラ・国土保全の行政コストは、公共資産の減価償却費の割合が高いことが影響し、約27億1,900万円で行政コスト全体の約15%を占めています。

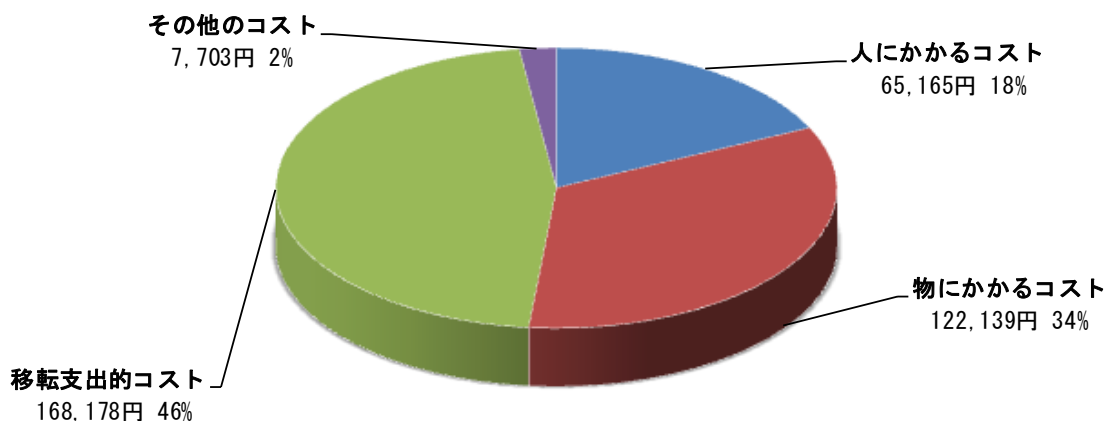
・市民1人当たりの行政コスト

市民1人当たりの行政コスト（経常行政コスト総額を平成27年度末の人口で除して算出）は総額で約36万円となっており、市民1人に対する行政サービスの提供に36万円程度を要していることがわかります。

これを性質別に見ると、人件費、退職手当引当金繰入等といった人にかかるコストは約6万円、物件費、維持補修費といった物にかかるコストは約12万円、社会保障給付、補助金等といった移転支的コストは約17万円となっており、これら3つが市民1人当たり行政コストの約98%を占めています。

市民一人当たりの性質別行政コスト

総額 363,185円



※平成28年3月末人口49,630人で算出

(サービス対価の徴収割合)

経常収益総額は約8億9,800万円、経常行政コスト総額約180億2,500万円に対して約5%の割合となっており、行政サービスの提供に要する費用の約5%を住民から対価として徴収していることとなります。

行政サービスの提供費用に対するサービス対価の徴収割合について、どの程度が適正であるかは一概には言えませんが、行政コスト計算書で示されているこれらの数値は、手数料や使用料の水準を考える際にひとつの材料になるものと考えられます。

(3) 純資産変動計算書

①作成方針

本市が純資産変動計算書の作成にあたって採用したモデル、基本的な考え方、個別事項に係る主な作成方針は次のとおりです。

【採用モデル】

「新地方公会計制度研究会報告書」において示された総務省方式改訂モデルに基づき作成しました。

【基本的な考え方】

●対象会計範囲

普通会計

●作成基準日

会計年度の最終日（出納整理期間内の資金の出入りは、会計年度終了までに行われたものとみなす）

②平成27年度純資産変動計算書の分析

■全般的事項

平成27年度当初における登別市の純資産残高は約315億円でしたが、年度内において、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等の合計で約6億円減少した結果、年度末における純資産は約309億円となりました。

このうち、公共資産等整備国県補助金等は、年度当初における残高は約113億円でしたが、資産形成に係る国や北海道からの補助金の受入れにより約4億円増加、公共資産の減価償却相当分として約6億円減少した結果、年度末における残高は111億円となりました。

また、公共資産等整備一般財源等は、年度当初における残高は411億円でしたが、資産形成に係る一般財源分として約3億円増加し、公共資産の減価償却相当分として約22億円減少、地方債償還に伴う振替分として約17億円増加したことなどにより、年度末における残高は年度当初とほぼ同額となりました。

その他一般財源等は、退職手当債や臨時財政対策債など、資産形成を伴わない負債が多く存在することから、多くの団体でマイナス計上されることが予想されます。本市においても、年度当初における残高がマイナス204億円、純行政コストへの財源措置として約171億円減少、地方税、地方交付税などの一般財源として約130億円増加、資産形成

以外の経費に対する国や北海道からの補助金の受入れにより約41億円増加、資産形成に係る一般財源分として約3億円減少、公共資産の減価償却分として27億円の増加、地方債償還分として約17億円の減少などにより、年度末における残高はマイナス208億円となりました。

■財政の弾力性「資産形成を行う余裕はどのくらいあるの？」

一般財源と補助金等受入（その他一般財源等の列）の合計約171億円に、臨時財政対策債（平成27年度決算額：約7億円）及び退職手当債（平成27年度決算額：約2億円）を加えた約180億円に対する純経常行政コストの比率は約95%となり、地方税や地方交付税をはじめとする一般財源の大部分は経常的なサービスの提供のために消費されたこととなります。

この比率が高ければ高いほど、資産形成に使うことのできる財源が少ないことを示していますが、同様の比率である経常収支比率（＝経常的な歳入に占める経常的な歳出の割合）についても、平成27年度決算において93.9%であることを考えると、本市は財政の弾力性を失いつつあり、投資的な事業を行う財政的余裕が少ない状況に置かれていると言わざるを得ません。

（４）資金収支計算書

①作成方針

本市が資金収支計算書の作成にあたって採用したモデル、基本的な考え方、個別事項に係る主な作成方針は次のとおりです。

【採用モデル】

「新地方公会計制度研究会報告書」において示された総務省方式改訂モデルに基づき作成しました。

【基本的な考え方】

●対象会計範囲

普通会計

●作成基準日

会計年度の最終日（出納整理期間内の資金の出入りは、会計年度終了までに行われたものとみなす）

②平成27年度資金収支計算書の分析

■全般的事項

経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支をあわせた平成27年度の資金収支は約2億2,200万円の黒字、前年度から引継いだ資金を含む年度末の資金残高は約6億7,300万円となりました。

このうち、経常的な市民サービスの提供に係る支出とこれに伴う収入、地方税、地方交付税等をはじめとする一般財源との収支状況を示す経常的収支は約34億円の黒字となりましたが、公共資産などの形成に伴う現金収支の状況を表す公共資産整備収支、貸付金や出資金、公債費（元金償還）などを含む投資的な支出と貸付金回収額等との収支状況を示す投資・財務的収支はともに赤字となりました。

特に、投資・財務的収支は、依然として地方債の償還額が高い水準で推移している影響から約29億円の赤字となり、公債費負担が市の財政を圧迫している状況が見て取れます。

■財政の持続性「プライマリーバランスの状況は？」

プライマリーバランス（基礎的財政収支）とは、公債費や基金積立額を除いた歳出と地方債発行額や基金取崩額を除いた歳入のバランスを見るものであり、このバランスが均衡している場合には、現役世代が享受する行政サービスに要する経費が、地方税や地方交付税などの経常的な歳入で賄われている状況にあり、持続可能な財政運営が行われていると考えることができます。

資金収支計算書の注記では、本市における平成27年度のプライマリーバランスは約8億円の黒字となっており、プライマリーバランスで見ると、持続可能な財政運営が行われているとすることができます。

また、全体の資金収支（単年度）が、約2億2,200万円の黒字にすぎないことを勘案すれば、経常的収支における大きな黒字が地方債の元利償還に充てられていることがわかります。

今後においては、これまで後年度に先送りせざるを得なかった大型建設事業などについて順次着手することが求められますが、事業の必要性や優先度等を勘案した中で選択と集中を図るとともに、財源の確保や各事業費の精査を行うことで、プライマリーバランスを改善し、安定的で持続可能な財政運営を図っていかねばならないと考えています。

4. 連結財務書類について

(1) 貸借対照表

①作成方針

本市が貸借対照表の作成にあたって採用したモデル、基本的な考え方、個別事項に係る主な作成方針は次のとおりです。

【採用モデル】

「新地方公会計制度研究会報告書」において示された総務省方式改訂モデルに基づき作成しました。

【基本的な考え方】

●対象範囲

・普通会計

・公営事業会計（※7）

すべての公営事業会計が連結対象となります。

（連結対象は次のとおり）

①国民健康保険特別会計

②簡易水道事業特別会計

③介護保険特別会計

④カルルス温泉スキー場事業特別会計

⑤後期高齢者医療特別会計

⑥水道事業会計

⑦下水道事業会計

・一部事務組合・広域連合（※8）

本市が加入する一部事務組合・広域連合が連結対象となります。ただし、組合等を構成する1団体当たりの按分額が僅少であるものは連結の対象外となります。よって、本市の連結対象は以下の団体となります。

①北海道市町村備荒資金組合

②北海道後期高齢者医療広域連合

③西いぶり広域連合

・出資比率が一定割合を超える第三セクター

地方公共団体が出資する第三セクターのうち、出資比率が50%を超える法人等が連結対象となります。よって、本市の連結対象は以下の団体となります。

①一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団

●作成基準日

会計年度の最終日（出納整理期間内の資金の出入りは、会計年度終了までに行われたものとみなす）

●有形固定資産の記載方法

行政目的別に記載

- ※7 公営事業会計は、地方財政法や地方公営企業法等の規定により、特別会計を設けて経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計です。
- ※8 一部事務組合は、地方公共団体に属する事務の一部を共同処理するために設置する組合です。また、広域連合は、地方公共団体の事務で広域にわたり処理することが適当な事務を処理するために設置される連合です。本市が加入する一部事務組合・広域連合は、北海道市町村備荒資金組合（一部事務組合）、北海道市町村総合事務組合（一部事務組合）、北海道後期高齢者医療広域連合（広域連合）、西いぶり広域連合（広域連合）です。

【個別事項に係る作成方針】

●連結の方法

（公営事業会計）

総務省方式改訂モデルの作成マニュアルに基づいて貸借対照表を作成した後、連結作業を行いました。

（一部事務組合・広域連合）

各組合等で作成した個別財務書類を基礎とし、規約に基づく加盟団体の負担割合に応じて比例連結を行いました。

（第三セクター）

第三セクターで作成した既存の貸借対照表を基礎としましたが、総務省方式改訂モデルと対象団体の会計基準が一部異なるため該当部分を修正後、連結作業を行いました。

●有形固定資産の計上方法

連結財務書類作成のため新たに貸借対照表を作成した公営事業会計、一部事務組合・広域連合については、普通会計同様、取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することとし、決算統計を基礎数値として用いました。

また、第三セクターについては、既存の貸借対照表に計上された数値を用いました。

●売却可能資産の計上について

公営事業会計、一部事務組合・広域連合、第三セクターいずれも売却可能資産はないため、計上していません。

●回収不能見込額について

総務省方式改訂モデルの作成マニュアルに基づいて、決算統計を基礎数値として用いました。

●退職手当引当金の計上方法

公営事業会計に係る退職手当は普通会計で計上しているため、退職手当引当金についても普通会計で計上しました。

また、一部事務組合・広域連合、第三セクターいずれも退職手当引当金はないため、計上していません。

②平成27年度貸借対照表の分析

■全般的事項

平成27年度末における普通会計、公営事業会計、一部事務組合・広域連合、第三セクターを含めた登別市の資産総額は約1,056億円となっており、普通会計単体に比べて約419億円増加しています。増加分のうち約307億円は、下水道事業会計に係るものであり、市全体で見た場合にも、資産の約29%を占めています。

一方、負債は約569億円で、普通会計単体に比べて約241億円増加しています。増加分のうち約8割は下水道事業会計に係るものであり、市全体で見た場合にも、負債の約33%を占めています。

純資産については、普通会計単体に比べて約178億円増加しています。

資産／負債／正味財産の状況

(単位：億円)

資産の部	1,056	負債の部	569
公共資産	979	固定負債	494
投資等	47	流動負債	75
流動資産	30	純資産の部	487

■資産形成度「将来世代に残る資産はどれくらいあるの？」

(公共資産の状況)

将来世代に残る公共資産は価値にして約979億円で、普通会計単体に比して約385億円増加しています。

このうち、現在、市民サービスの提供に活用している有形固定資産は約950億円、公営事業会計や関連団体を含む市全体で、価値としてこの金額に相当する資産を市民サービスに供していることとなります。

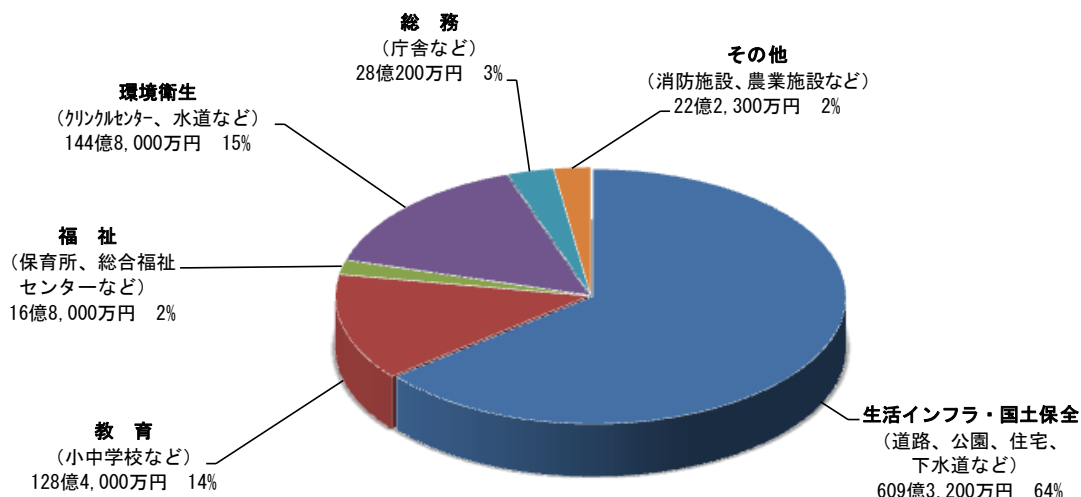
有形固定資産の増加分のうち、下水道事業会計に係るものは約305億円、市全体で見た場合でも有形固定資産の約32%を占めています。これに水道事業会計分を加えると、有形固定資産全体の約40%となり、市全体に占めるライフライン資産の割合の高さを読み取ることができます。

また、売却可能資産は約29億円であり、市民サービスの提供に用いていない遊休資産などを約29億円保有していることとなります。

(公共資産の目的別構成)

公共資産の行政目的別の構成では、普通会計単体同様、「生活インフラ・国土保全」の割合が最も高くなっていますが、連結により下水道事業会計分が加算された結果、その割合はさらに上昇し、有形固定資産全体の約6割以上を占めるまでとなっています。

有形固定資産の目的別割合



(売却可能資産の状況)

市全体の売却可能資産は約29億円、これはすべて普通会計のものとなっています。

■財政の持続性「市にはどれくらい借金があるの？」

市全体の負債総額は約569億円、普通会計のほか、公営事業会計や関連団体を含めた市全体では、今後、約569億円の借金を返済していかなければならないこととなります。なお、この額は、普通会計単体に比べ、約241億円増加しています。

このうち、地方債の総額は約477億円、普通会計単体に比して約232億円増加しています。増加分は、ほぼ全額を公営事業会計分が占めており、普通会計の地方債総額に迫る額となっています。また、公営事業会計分のうち約8割は下水道事業会計分であり、市全体で見ても地方債の約4割を占めています。

その他、退職手当引当金は、普通会計単体時から増減なし、未払金は、普通会計単体時から水道事業会計、下水道事業会計及び西いぶり広域連合などが加わり、約59億円となっています。

(2) 行政コスト計算書

①作成方針

本市が行政コスト計算書の作成にあたって採用したモデル、基本的な考え方、個別事項に係る主な作成方針は次のとおりです。

【採用モデル】

「新地方公会計制度研究会報告書」において示された総務省方式改訂モデルに基づき作成しました。

【基本的な考え方】

●対象範囲

貸借対照表に同じ

●作成基準日

会計年度の最終日（出納整理期間内の資金の出入りは、会計年度終了までに行われたものとみなす）

●行政コストの記載方法

性質別・行政目的別に記載

【個別事項に係る作成方針】

●連結の方法

（公営事業会計）

総務省方式改訂モデルの作成マニュアルに基づいて行政コスト計算書を作成した後、連結作業を行いました。

(一部事務組合・広域連合)

各組合等で作成した行政コスト計算書を基礎とし、規約に基づく加盟団体の負担割合に応じて比例連結を行いました。

(第三セクター)

第三セクターで作成した既存の各財務書類を基礎としました。

②平成27年度行政コスト計算書の分析

■全般的事項

平成27年度の経常行政コスト総額は約380億3,000万円で、普通会計単体に比べて約200億円増加しました。

増加分の内訳では、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計などを含む「福祉」の増加額が最も大きく、「福祉」だけで増加額の約9割を占めています。

経常収益総額は約136億6,000万円、普通会計単体に比して約128億円増加し、経常収益についても、経常行政コスト同様、「福祉」における増加額が最も多く、8割以上を占めています。

また、経常行政コスト総額から経常収益を控除した経常行政コスト純額は約243億7,000万円、普通会計単体に比して約72億円増加し、経常行政コスト総額や経常収益と同様「福祉」における増加額が最も多く、9割以上を占めています。

貸借対照表では、連結による資産、負債の増加分の多くを下水道事業会計が占めていたのに対し、行政コスト計算書では、資産形成につながらない経常的な市民サービスが中心となる「福祉」の増加額が多くなっています。

■行政の効率性「行政サービスは効率的に提供されているの？」

性質別行政コスト、目的別行政コスト、市民1人当たり行政コストは以下のとおりとなっています。

・性質別行政コスト

行政コストを性質別に見ると、人件費、退職手当等引当金繰入等といった人にかかるコストは約35億8,200万円で、普通会計単体に比して約3億円増加しました。

一方、物件費、維持補修費といった物にかかるコストは約82億7,500万円で、普通会計単体に比して約22億円増加しました。増加の内訳では、施設の維持補修費等が多額に上る影響から、「生活インフラ・国土保全」の占める割合が高くなっています。

社会保障給付、補助金等といった移転支出的なコストは約247億4,700万円で、普通会計単体に比して約164億円増加しており、増加分の多くを、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計などを含む「福祉」が占めています。

・目的別行政コスト

行政コストを目的別に見ると、普通会計同様、「福祉」が約259億2,200万円と最も多く、行政コスト全体の約68%を占めています。行政コスト全体に占める「福祉」の割合は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などの連結により、普通会計単体に比して約25%上昇しています。

「生活インフラ・国土保全の行政コスト」は約32億2,200万円で、普通会計単体に比して約5億円増加していますが、全額を下水道事業会計が占めています。

・市民1人当たりの行政コスト

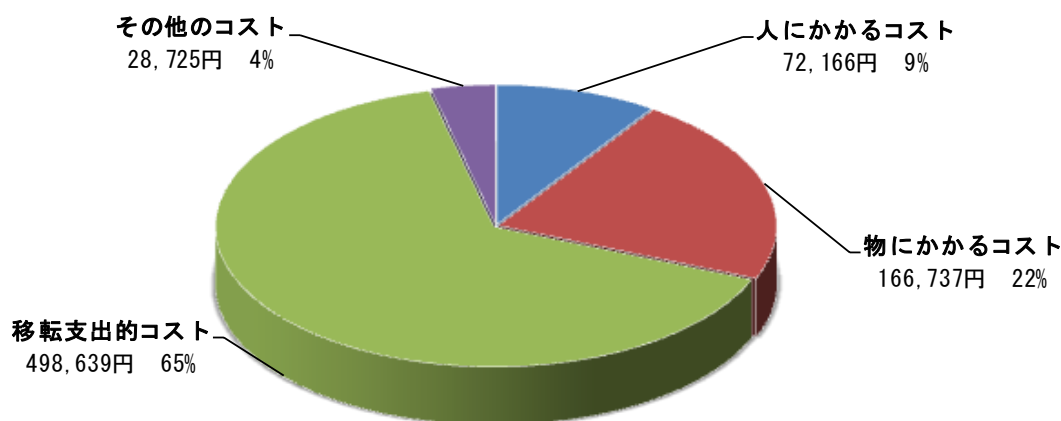
市民1人当たりの行政コストは総額で約77万円、普通会計単体に比して約41万円増加しており、市民1人に対する行政サービスの提供に、市全体では77万円程度を要していることがわかります。

これを性質別に見ると、人件費、退職手当引当金繰入等といった人にかかるコストは約7万円、物件費、維持補修費といった物にかかるコストは約17万円、社会保障給付、補助金等といった移転支出的なコストは約50万円となっています。

各コストの全体に占める割合では、国民健康保険や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計などを連結したことにより、移転支出的なコストの占める割合が普通会計単体に比べて約19%高くなっています。

市民一人当たりの性質別行政コスト

総額 766,267円



※平成28年3月末人口 49,630人で算出

(3) 純資産変動計算書

①作成方針

本市が純資産変動計算書の作成にあたって採用したモデル、基本的な考え方、個別事項に係る主な作成方針は次のとおりです。

【採用モデル】

「新地方公会計制度研究会報告書」において示された総務省方式改訂モデルに基づき作成しました。

【基本的な考え方】

●対象範囲

貸借対照表に同じ

●作成基準日

会計年度の最終日（出納整理期間内の資金の出入りは、会計年度終了までに行われたものとみなす）

【個別事項に係る作成方針】

●連結の方法

（公営事業会計）

総務省方式改訂モデルの作成マニュアルに基づいて純資産変動計算書を作成した後、連結作業を行いました。

（一部事務組合・広域連合）

各組合等で作成した純資産変動計算書を基礎とし、規約に基づく加盟団体の負担割合に応じて比例連結を行いました。

（第三セクター）

第三セクターで作成した既存の各財務書類を基礎としました。

②平成27年度純資産変動計算書の分析

■全般的事項

平成27年度当初における市全体の純資産残高は約494億円でしたが、年度内において、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等の合計で約7億円減少した結果、年度末における純資産は約487億円となりました。なお、年度末における純資産残高は、普通会計単体に比して約178億円増加しています。

(4) 資金収支計算書

①作成方針

本市が資金収支計算書の作成にあたって採用したモデル、基本的な考え方、個別事項に係る主な作成方針は次のとおりです。

【採用モデル】

「新地方公会計制度研究会報告書」において示された総務省方式改訂モデルに基づき作成しました。

【基本的な考え方】

●対象会計範囲

貸借対照表に同じ

●作成基準日

会計年度の最終日（出納整理期間内の資金の出入りは、会計年度終了までに行われたものとみなす）

②平成27年度資金収支計算書の分析

■全般的事項

経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支をあわせた資金残高は、前年度から引継いだ資金を合わせて約20億円で、普通会計単体に比して約13億円増加しています。

また、経常的な市民サービスの提供に係る支出とこれに伴う収入や地方税、地方交付税などをはじめとする一般財源との収支状況を示す経常的収支は黒字となったものの、公共資産などの形成に伴う現金収支の状況を表す公共資産整備収支、貸付金や出資金、公債費（元金償還）などを含む投資的な支出と貸付金回収額などとの収支状況を示す投資・財務的収支については、普通会計と同様に赤字となりました。

5. 今後の取組み

本市では、平成20年度決算より「新地方公会計制度研究会報告書」に示された総務省方式改訂モデルに基づき、普通会計ベースと公営事業会計、関連団体を含む連結ベースで財務書類4表の作成を行っています。

すでに説明してきたように、これまで地方自治体は、現金主義を中心とする会計制度の下、その年度における歳入／歳出の均衡に主眼を置いて財政運営を行っておりますが、中長期的な視点に立って財政運営を行うためには、企業会計的手法を取り入れた新地方公会計制度の財務書類を有効に活用することで、資産・債務の適切な管理に努めるとともに、現金主義では捉えにくいものも含め、適切なコスト管理を行うことが必要です。

ただしその一方では、新地方公会計制度は、現金主義を基本とする公会計に企業会計的手法を取り入れるという新しい取組みであるため、その数値にどの程度の信頼性があるのか未知数な部分もあり、財政運営の基礎資料として用いる場合には慎重な姿勢を取らざるを得ません。

現在に至るまで地方公会計制度の方策等については、財務書類の検証やマニュアルの精緻化など、さまざまな検討が重ねられてきましたが、地方財政の状況が厳しさを増す中で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図ることの重要性が高まっているとともに、地方分権の進展に伴い、自由でかつ責任ある地域経営の必要性が増してきており、地方公会計の整備の促進を通じた財政の効率化・適正化について一層の推進が求められてきています。

こうした中、平成26年度に入り、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が国から示され、原則として平成29年度末までにこの基準による財務書類を作成するよう全国の地方自治体に要請がなされました。

この要請を受け、本市におきましても固定資産台帳の整備を行ったほか、統一的な基準による財務書類の作成に向けた取組を着実に進めるとともに、財務書類の信頼性が高まるよう、その精度の向上に努め、分かりやすい財政情報の開示に努めてまいりますので、市民の皆さんには地方自治の主役として、市の行財政の状況に高い関心を持ち続けていただきたいと思います。